

## 山形県立山辺高等学校 教育実習取扱要領

### 1 趣旨

山辺高等学校において、教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める教育実習(以下「実習」という)を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 教育実習生(以下「実習生」という)受入れの対象

原則として、本校の卒業生が実習を希望するとき、在籍する大学又はその他の教育機関(以下「大学等」という)からの申込みを受け、当該学生の受入れを行うものとする。ただし、本校以外の卒業生の受け入れは希望者数の状況に応じて判断する。

### 3 実習生受入れの承諾

- (1) 校長は、本校で実習期間を定め、学校運営及び教育活動に支障をきたさない範囲で受入れの承認を行うものとする。
- (2) 校長は、特別の事情が生じた場合、大学等と協議のうえ承認の取消しを行うことができる。
- (3) 校長は、実習期間中に実習生としてふさわしくない行為が認められた場合、直ちに実習を中止することができる。

### 4 実習実施手続

- (1) 本校での実習を希望する学生は、実習を希望する年の前年の 9 月末日までに、本校校長に受入の申請書を提出する。
  - ① 各教科 2 名以内の受入を原則とする。
  - ② 校長は申請書を受理した学生に対して 10 月に面接等の校内選考を行う。
  - ③ 校長は選考の結果を学生に対して 10 月末日までに通知する。
- (2) 校長は、内諾者に対して同年 12 月末日までに、「教育実習内諾通知書」(様式 1 号)及び「山形県立山辺高等学校教育実習受入要綱」を送付する。
- (3) 内諾を受けた実習生は、大学等をとおして、実習を希望する年の 3 月 1 日から 4 月 15 日までの間に、「教育実習承認申込書」(様式 2 号)に「教育実習希望者名簿」(様式 3 号)及び「誓約書」(様式 4 号)を添付し、本校校長に提出する。
- (4) 承認申請を受けた校長は、同年 4 月末日までに、「教育実習承認通知書」(様式 5 号)を大学等の長に送付する。
- (5) 承認を受けた大学等の長は、実習開始 1 ヶ月前までに、実習生の「健康診断書」(教育実習実施 6 ヶ月以内のもので、胸部 X 線撮影の所見のあるもの。大学等で実施されている定期健康診断によるものでよい。)及び各大学において作成の教育実習要綱を本校校長に提出する。
- (6) 校長は、実習の取消し又は実習の中止を行った場合、様式 6 号により速やかに関係大学等の長に通知する。
- (7) 実習に係る諸経費については、受入れまでの通信費等も含め、原則として実習生本人が負担するものとする。

### 5 実習実施手続の特例

前記 4(1)から(5)に規定する期日までに手続を行うことができないことについて、相当の理由があると校長が認める場合は、その期日以降においても、当該の手続を行うことができる。ただし、実習開始の前日までには、すべての手続を完了させなければならない。

### 6 実習の辞退

大学等の長は、受入の内諾又は承認を受けた後に辞退するものがある場合、理由を付した書面により速やかに校長に届け出なければならない。

### 7 実習生受入状況の報告

校長は、3 月 31 日までに当該年度の実習生の受入状況を様式 7 号により高校教育課長あて報告する。

### 附則

「山形県立山辺高等学校教育実習受入要綱」及び「山形県立山辺高等学校教育実習取扱要領」は平成 19 年 6 月 1 日より施行する。